

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）（概要）

1. 趣旨

第 189 回通常国会において成立した、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成 27 年法律第 17 号）の規定のうち、平成 27 年 10 月 1 日に施行することとされている中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号。以下「中退法」という）等の改正事項について、施行に必要な関係政令の規定を整備するとともに経過措置を定める。

2. 政令の内容

独立行政法人勤労者退職金共済機構に設置される資産運用委員会の委員に任命することができる教育公務員は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者（当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。）とする。

3. 施行期日

平成 27 年 10 月 1 日